

GPS-Academic利用約款 改定内容について

2026年2月4日改定

ベネッセi-キャリアでは、ベネッセi-キャリアが主管する大学向けGPS-Academicの情報とベネッセコーポレーションが主管するGPS-Academic(高校版)並びにGPS-Businessの情報を相互に活用し、それぞれの顧客等への情報提供を行う目的で、2026年2月4日(2026年度実施分)より利用約款を以下の通り改定いたします。
改定点は以下の赤字箇所となります。なお、お客様へ提供する納品物、サービス内容については変更はございません。
※漢字かな表記等の訂正・変更といった軽微な変更については記載を省略しております。

	2026年2月4日改定	改定前	主な改定点
第2条	<p>第2条(本サービスの内容)</p> <p>本サービスとは、乙が指定する受検者(以下「受検者」という)への本サービス案内、並びにテストの実施、採点処理、成績(帳票)納品、その他甲乙合意した納品物の提供、結果の保存、乙が本サービス利用に必要なテスト管理システム(以下「本システム」という)の利用権限、各種マニュアル等の提供等、甲が乙に提供するサービスすべての総称をいう。</p>	<p>第2条(本サービスの内容)</p> <p>本サービスとは、乙が指定する受検者(以下「受検者」という)への本サービス案内、並びにテストの実施、採点処理、成績(帳票)納品、比較分析用の統計データ(以下「比較統計データ」という)の提供、結果の保存、乙が本サービス利用に必要なテスト管理システム(以下「本システム」という)の利用権限、各種マニュアル等の提供等、甲が乙に提供するサービスすべての総称をいう。</p>	納品物の実態に合わせた変更
第13条	<p>第13条(各種データの利用)</p> <p>1.乙は、甲が本サービスの提供を通じて得たデータ(以下「採点結果データ等」という)を本サービス及び付随サービス提供の目的で利用すること、必要に応じて甲が保有する情報とを併せて、本サービスを含むテストの項目・尺度の妥当性・信頼性の分析及び標準化の確認などを目的として利用することを予め承諾するものとする。</p> <p>2.乙は、甲が採点結果データ等を乙及び受検者個人を容易に識別・特定できない形式に加工した受検者別データ(以下「加工データ」という)及び、甲が採点結果データ等を統計的に集計・処理したデータ(以下「統計データ」という)について、以下の目的で利用することを予め承諾するものとする。</p> <p>(1) 甲及びベネッセグループにおける学校・大学・社会人向けの商品・サービスにかかる営業活動用資料の作成・営業活動のため</p> <p>(2) 甲及び、ベネッセグループ又は関連会社、大学等の研究者・研究機関での、大学生・社会人の教育・就業に関する実態等の調査・分析及びその公表(研究成果の学会や各種媒体等での発信を含む)、商品の研究・開発・改良等のため</p> <p>(3) 甲の再委託先(再々委託先を含む)において委託を受けた業務の遂行のため</p>	<p>第13条(各種データの利用)</p> <p>1.乙は、甲が本サービスの提供を通じて得たデータ(以下「採点結果データ等」という)を本サービス及び付随サービス提供の目的で利用すること、必要に応じて甲が保有する情報とを併せて、本サービスを含むテストの項目・尺度の妥当性・信頼性の分析及び標準化の確認などを目的として利用することを予め承諾するものとする。</p> <p>2.乙は、甲が各種比較統計データを、営業活動用資料の作成、大学生・社会人の教育・就業に関する実態調査・分析、及びその公表、商品の研究・開発等に利用することを予め承諾するものとする。</p> <p>3.乙は、甲が採点結果データ等を乙及び受検者個人を容易に識別・特定できない形式に加工したデータ(以下「加工データ」という)を、大学生・社会人の教育・就業に関する実態等の調査・分析及びその公表、商品の研究・開発等を目的として、ベネッセグループ又は関連会社、大学等の研究者・研究機関が利用すること、また、研究成果は学会や各種媒体等で発信される場合があることを予め承諾するものとする。</p>	各種データ等の利用範囲の変更
第14条	<p>第14条(各種データの保管、廃棄、削除、消去)</p> <p>1.甲は、採点結果データ等を、テスト実施年より一定期間(以下「保存期間」という)、当該採点処理等の結果報告と同じ内容の報告ができる状態で保存できるものとし、保存期間を経過した採点結果データ等については、速やかに削除、廃棄等するものとする。</p> <p>2.甲は、前項の定めにかかわらず、乙の依頼により削除、廃棄等した採点結果データ等は保存できないものとする。</p> <p>3.乙は、乙の採点結果データ等の削除、廃棄等を求める場合には、その具体的な日時や方法等について、甲と協議・決定のうえ書面により甲に指示するものとし、甲は、乙の指示に基づき実施しなければならない。</p> <p>4.甲は、保存期間を経過した後も、第13条に定める統計データ及び加工データを保存することができる。</p>	<p>第14条(各種データの保管、廃棄、削除、消去)</p> <p>1.甲は、採点結果データ等を、テスト実施年より一定期間(以下「保存期間」という)、当該採点処理等の結果報告と同じ内容の報告ができる状態で保存できるものとし、保存期間を経過した採点結果データ等については、速やかに削除、廃棄等するものとする。</p> <p>2.甲は、前項の定めにかかわらず、乙の依頼により削除、廃棄等した採点結果データ等は保存できないものとする。</p> <p>3.乙は、乙の採点結果データ等の削除、廃棄等を求める場合には、その具体的な日時や方法等について、甲と協議・決定のうえ書面により甲に指示するものとし、甲は、乙の指示に基づき実施しなければならない。</p> <p>4.甲は、保存期間を経過した後も、第13条に定める比較統計データ及び加工データを保存することができる。</p>	第13条で各種データの表記を変更したことに伴う変更